

敦賀市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、観光部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年3月30日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	和泉	明

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

観光部

観光交流課（敦賀きらめき温泉リラ・ポート）

新幹線誘客課（敦賀赤レンガ倉庫）

人道の港発信室（人道の港敦賀ムゼウム）

4 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度（4月から8月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和3年7月26日 現地監査（人道の港敦賀ムゼウム）

令和3年11月11日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

また、今年度は、人道の港敦賀ムゼウム（所管課：人道の港発信室）の現地監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令に違反するものはないか。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- (4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各課等における財務に関する事務の執行及び事業の管理については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 人道の港敦賀ムゼウムについて

【人道の港発信室】

ア 寄附を受けた資料等については、施設の特殊性に鑑み、価値を正しく認識するよう努められたい。

イ 販売グッズについては、受払簿において在庫の数量及び金額を把握することにより、適正な在庫管理に努められたい。